

倉吉校で訓練を受講される皆様へ

職業訓練中の 家賃を助成します

産業人材育成センター倉吉校

職業訓練サポート事業住居費助成金

公共職業訓練を実施する産業人材育成センター倉吉校では、通学が困難等の理由で、鳥取県中部地区に住居（借家、アパートなど）を借りて通学する方に対し、家賃助成を行います。

【助成額】

家賃相当額

（食費、光熱水費、駐車場、共益費
等を除く）

※上限
月額 **17,000 円**

【対象者】

ものづくり情報技術科、土木システム科、木造建築科、
総合実務科を受講する方のうち、
原則次の①と②いずれにも該当する方
（※詳細についてはお問い合わせください）

- ①入校（決定）前に居住していた自宅が倉吉校から
50km以上遠隔の方
- ②倉吉校から半径10km圏内の県内に借家、アパー
ト等を借り受ける人

ものづくり情報技術科

土木システム科

木造建築科

総合実務科



お問い合わせは、お気軽に下記へ

鳥取県立産業人材育成センター倉吉校

〒682-0018 倉吉市福庭町2-1

電話 (0858) 26-2247

FAX (0858) 26-2248

E-mail sangyoujinzai-center@pref.tottori.lg.jp

産業人材育成センター授業料等減免について

1 申請の時期

(1) 授業料減免

ア 一般減免 前年度2月又は3月のうちセンター所長が定める日及び4月のうちセンター所長が定める日まで。

イ 特別減免 一般減免審査終了後からその学年度末までの間のうち随時。

(2) 入校選考手数料減免 入校願書を提出するとき。

(3) 入校料減免 誓約書を提出するとき。

2 減免決定の時期及び期間

ア 一般減免 年度当初に決定。減免期間は、4月からその学年度末まで。

イ 特別減免 減免の申請があったとき、その都度決定。減免期間は、申請を受け付けた日の属する月からその学年度末まで。

3 減免の範囲 別紙1のとおり

4 提出書類

(1) 授業料等減免申請書

(2) 世帯調査書（入校選考手数料及び入校料の減免の場合は、不要。）

(3) 市町村長が発行する「世帯に係る所得・課税証明書（市町村民税）」（世帯全員のもの）
（入校選考手数料及び入校料の減免の場合は、不要。）

(4) その他必要な書類 別途

5 所得基準額

世帯人員	令和2年分の総所得金額で適用する場合
1人	1,706千円
2人	3,215千円
3人	3,718千円
4人	4,221千円
5人	4,724千円
6人	5,227千円
7人以上	1人増すごとに503千円加える

※ 世帯について

世帯とみなす範囲は、同居・別居を問わず、本人と生計を一にする家族とし、世帯人員の認定は次のとおりとする。

ア 同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯人員とする。

イ 修学又は病気療養等のため一時的に別居している者や、主として扶養している別居の祖父母は、同一世帯員とみなす。

ウ 別居独立している兄弟姉妹は、同一世帯員としない。

※ 総所得額は、給与所得者は給与所得控除後の金額、事業所得者は総収入額から必要経費を控除した金額をいいます。

※そのほか、詳しい情報は各校にお問い合わせください。

倉吉校 総務担当 電話 0858-26-2247（代表）

米子校 総務担当 電話 0859-24-0371（代表）

令和3年度 技能者育成資金融資制度のご案内

訓練生のための融資制度のお知らせ

技能者育成資金融資制度は、優れた技能者を育成するための一助として、成績が優秀であるにもかかわらず、経済的な理由により職業能力開発総合大学校または公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受けることが困難な訓練生を対象とした、融資制度です。

職業訓練の受講を容易にすることを目的として、一定の要件を満たした訓練生に、労働金庫から有利子、無担保で一定限度額まで融資します。【令和3年度の労働金庫での受付は、10月29日まで】

融資の対象者の要件

- (1) 年齢要件 借入申込時点で満18歳以上であること
- (2) 成績要件 能力開発施設長が成績優秀と認め、推薦していること
- (3) 所得要件 借入希望者の父母の直近1年間の所得が基準額以下であること

※各要件の詳細については、まずは所属の訓練施設の担当者にご照会ください。

※民間金融機関の融資のため、審査の結果により必ずしも融資が行われるとは限りません。

融資額・融資方法

融資額は、下記の1年当たり融資上限額に融資対象期間（※）（年数）を乗じた額の範囲内で、希望する額の申込みが可能です。

また、**新入生**に限り、受講する訓練課程に必要な**入校料（入学科）を上乗せ**することができます。なお、入校料に1万円未満の端数が生じた場合は、当該金額を切り捨てた金額が融資額となります。

※融資対象期間とは、申請のあった年度の訓練を開始する月から最短年限で修了した場合の修了月までの期間の年数をいいます。

希望した融資額が一括して借入者の労働金庫の口座に入金されます。

なお、在学期間中で資金が足りなくなっても、新たな追加融資は申し込めませんので、在学期間中の学費に充てる融資金の管理を適切におこなってください。

職業訓練の課程区分	融資上限額（1年当たり）	
	普通課程の普通職業訓練 （高卒者程度）	自宅通校
	260,000円	310,000円

※「自宅通校」「自宅外通校」は、借入希望者が生計を一にする人と同居しているかどうかによって区分されます。

融資年率

年率：2%（固定金利／信用保証料0.5%を含む）

返済方法

訓練終了（融資対象期間の翌月）後、**10年間を限度**として、元利均等方式による月賦または月賦・半年賦併用のいずれかの方法で変換してください。

ただし、利息については融資を受けた日の翌月末日から支払いが発生しますので、ご注意ください。

※詳しくは、技能者育成資金と検索し、厚生労働省のホームページをご覧ください。